

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値を高めるため、経営資源を有効に活用し、意思決定の迅速化と経営の効率化を図っております。また、経営の透明性・信頼性を高めるため、企業行動や経営活動における監査・監督機能を強化し、ステークホルダーから高く評価される企業を目指しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
ダイワボウホールディングス株式会社	8,969,000	27.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,129,000	6.41
株式会社オーエム製作所	1,441,676	4.34
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,215,000	3.65
株式会社北越銀行	1,000,000	3.01
株式会社山陰合同銀行	1,000,000	3.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	963,000	2.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	473,000	1.42
オーエム協力会社持株会	461,100	1.38
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント	300,000	0.90

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
決算期	3月
業種	機械
(連結)従業員数	100人以上500人未満
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由 [更新](#)

当社は、経営監視機能として監査役制度を採用し、常勤監査役1名、監査役1名及び社外監査役2名の合計4名の監査役が、取締役5名の職務執行に対する監督を行っております。監査役4名は基本的に毎回取締役会に出席し、社外監査役は外部の独立した立場から必要に応じて意見を述べており、また、業務又は業績に影響を与える重要な事項は取締役から都度報告を受ける体制を構築しております。従って、監査役制度は十分に経営監視機能を果たしており、現在の体制を採用しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数 更新	4名

監査役と会計監査人の連携状況

決算の会計監査人による監査報告時以外に、各事業所の会計監査時において、会計監査人による監査意見時(年間5回程度)に監査役が立ち会い、情報・意見交換を行っています。

監査役と内部監査部門の連携状況

業務監査室が担当する内部監査活動と連携し、監査業務の効果的な実施を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
菅野 肇	他の会社の出身者		○	○						
吉本 隆太郎	他の会社の出身者		○							

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
菅野 肇	その他の関係会社(ダイワボウホールディングス株式会社)の取締役会長を兼務	ダイワボウホールディングス株式会社の取締役会長としての経験・経歴を生かして、大所高所より経営を監視していただくためであります。 (社外監査役の独立性についての考え方) その他の関係会社であるダイワボウホールディングス株式会社及びその子会社は、繊維事業及びITインフラ流通事業を主としており、工作機械、自動機械を製造販売する

		当社とは売上、仕入ともに取引が無く、当社のシステム関係他で若干の取引があるのみであります。従って、当社が営業活動する上で同社からの制約、利害関係などは全くありませんので、当社の独立性は十分に確保されていると判断します。
吉本 隆太郎	その他の関係会社(大和紡績株式会社 現ダイワボウホールディングス株式会社)の元監査役 独立役員	大和紡績株式会社(現ダイワボウホールディングス株式会社)の元監査役としての経験・経歴を生かして客観的かつ公正に監査していただくためであります。 (社外監査役の独立性についての考え方) その他の関係会社であるダイワボウホールディングス株式会社及びその子会社は、繊維事業及びITインフラ流通事業を主としており、工作機械、自動機械を製造販売する当社とは売上、仕入ともに取引が無く、当社のシステム関係他で若干の取引があるのみであります。従って、当社が営業活動する上で同社からの制約、利害関係などは全くありませんので、当社の独立性は十分に確保されていると判断します。 (独立役員の確保の状況) 平成7年6月まで、主要株主である大和紡績株式会社(現ダイワボウホールディングス)の業務執行者(従業員)を勤め、その後は平成19年6月まで同社の監査役として経営を監視する立場にありました。業務執行者(従業員)の立場を離れてから、既に15年が経過しており、同社の影響を受けることなく独立した立場から経営の監視を行っており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断します。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度は一部について導入しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段 **更新**

有価証券報告書、営業報告書(事業報告)

開示状況

全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役の総額 126百万円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対して、取締役会に諮る重要な議題などは事前に資料配付や説明を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 **更新**

- ・当社は監査役制度を採用しており、監査役会は、社外監査役2名を含む4名で構成されております。監査役は取締役会をはじめ重要な会議に出席する他、各取締役から説明を受け、内部監査・内部統制を担当する業務監査室と連携し、必要に応じて子会社の調査を行うなどの活動を通じて、取締役の職務の執行を監督しています。また、監査役と会計監査を担当する新日本有限責任監査法人は緊密な連携を保つ為、定期的に会合を持ち、情報及び意見交換を行い、監査の有効性及び効率性を高めております。なお、公認会計士は田原準平公認会計士(継続監査年数3年)と増田明彦公認会計士(継続監査年数2年)で、それぞれ補助者がおります。
- ・取締役会は、取締役5名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務執行を監督しております。また、取締役会は原則月2回開催し、経営に係る重要な業務の決定を行っております。
- ・取締役会の下には、役付の取締役を中心とした経営会議をおき、経営に係る重要な業務について適宜、審議しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日の3営業日前に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	——

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報(四半期を含む)、業績・配当予想の修正、中期経営計画、組織・人事異動、その他経営に多大な影響を及ぼす事実など	なし
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画管理部長	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動基準に定め、運用しています
環境保全活動、CSR活動等の実施	2工場においてISO14001の認証を取得しています
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業行動基準に定め、運用しています

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制）を整備しております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 経営理念、行動指針、企業行動基準を定め、必要に応じ外部の専門家を起用し、法令定款違反行為を未然に防止する。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。
- 2) コンプライアンス体制の基礎として、企業行動基準及び関連する社内規程（安全保障輸出管理規程、内部通報運用規程）を定める。経営企画管理部が、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとし、必要に応じて各担当部署にて、教育・研修の実施を行うものとする。
- 3) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について、社内通報システムを整備し、社内の内部通報運用規程に基づきその運用を行うこととする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役の職務の執行に係る情報については、社内規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。（株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、取締役会規則、普通稟議規程等）

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、以下(1)から(3)のリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクにおける事業の継続を確保するための体制を整備する。

(1) 地震、洪水、事故、火災等の災害により重大な損失を被るリスク

(2) 役員・使用人の不適正な業務執行により生産・販売活動等に重大な支障を生じるリスク

(3) その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク（例えば、外国為替法等に基づく輸出管理、当社の受注生産に大きく影響を与える景気変動等）

- 2) リスク管理体制の基礎として、危機管理規程を定め、個々のリスクについての管理規程を整備し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて現地対策本部の設置及び外部の専門家を起用し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、原則取締役会を月2回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、役付取締役によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会で執行決定を行うものとする。
- 2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、職務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全てに適用する行動指針として、グループ企業行動基準を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規定を定めるものとする。
経営管理については、中期3カ年計画を策定し、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。

- 2) 子会社は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認められた場合には、監査役に報告するものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1) 監査役が職務を補助すべき使用人を必要とする場合は、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。

2) 監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、取締役会の同意を得た上で、取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。

- 3) 監査役補助者は、業務の執行にかかわる役職を兼務しないこととする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行うものとする。また取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告するものとする。

2) 前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

8. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士・公認会計士等外部の専門家を起用し、監査業務に関する助言を受ける機会を得ることができることとする。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社は企業行動基準において、暴力団、総会屋などの反社会的勢力と一切の関係をもたないことを定め、これを遵守しています。また、警察、企業防衛対策協議会、弁護士などの外部専門機関との連携により、反社会的勢力に関する情報の収集や研修等を行っております。

以上

Vその他

1. 買収防衛に関する事項

企業価値を高め、時価総額の引き上げや高配当を継続して維持できるように収益の向上に努めております。また、定款で取締役の人数を7名以内と少数にしており、現在5名の取締役の任期が重複しないよう期差を設けております。また、従業員持株会の充実や、株式の持ち合いの維持を図っております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレートガバナンス体制の充実のため、特に関係する規程や実施状況のチェック機能などの運用強化に注力していく方針です。

コーポレートガバナンスの模式図

